



# 成田市消防本部

## 住宅用火災警報器の設置は条例で

義務付けられています。

まずは設置する場所を確認しましょう

## 火災をいち早く知らせます！！



成田市では条例で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

### 【設置場所】

- ・ 寝室
- ・ 階段室（寝室が2階以上の場合）

※台所は義務ではありませんが、設置をお勧めします。

## 火災の逃げ遅れ対策には住宅用火災警報器が有効です

全国で令和2年中に住宅火災で亡くなられた方は**899人**、そのうち**647人は高齢者**でした。

亡くなられた方の約50%は逃げ遅れによるものです。

火災をいち早く知るためにまずは設置しましょう。



裏面に続きが掲載してあります。



# 成田市消防本部

## 住警器を設置されている家庭は清掃と点検を

住宅用火災警報器が正しく作動するには清掃と点検が必要です！

いざという時に住宅用火災警報器が正しく作動するように、「清掃」と「点検」を行いましょよう。

点検方法は「ボタンを押したり」「紐を引く」ことで簡単にできます。点検音を確認し正常に作動するようにしましょよう。

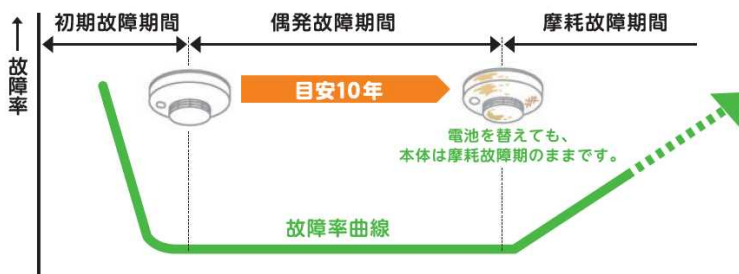
点検は簡単  
に行えます



設置してからどれくらい経過しましたか？

住宅用火災警報器はずっと使えるものではありません。設置から **10年を目安に本体の交換を行いましょよう。**

交換する場合は、どの部屋にいても警報音を確認できる連動型の住宅用火災警報器への交換をお勧めしましょよう。



成田市消防本部では、令和4年度より住宅用火災警報器の設置状況把握のため各ご家庭を訪問してしましょよう。

お問い合わせ先

成田市消防本部予防課

Tel: 0476-20-1591 (午前8時30分～午後5時15分)

※土日・祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日